東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成24年度 不適合管理委員会報告情報(平成24年12月 6日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成24年12月 6日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1·2号廃棄物 処理設備	洗濯廃液濃縮器A加熱蒸気入口弁において、弁シート部の漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
2		固化系窒素製造装置吸着塔A排気弁において、弁軸封部より空気(非放射性)漏えいが認められたため、当該弁軸封部を点検・修理。	GⅢ	
3	2 .2 2 2	高電導度廃液系加熱器B凝縮水導電率計において、取付部に水のにじみが認められたため、当該計器取付部を点検・修理。	GⅢ	
4		焼却設備灰取出キャッピング制御盤の制御用電源装置において、制御回路への出力(電源供給)不良が認められたため、当該制御回路の電源装置を交換。	GⅢ	